

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成31年2月修正)	修正案	改正理由												
	第1編 総則	第1編 総則													
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的													
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格													
	3 南海トラフ地震防災対策推進計画	3 南海トラフ地震防災対策推進計画													
176	(5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいる。 本町は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定されており、本町の計画においては、第2編「災害予防」、及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。	(5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいる。 本町は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成26年3月28日に指定されており、本町の計画においては、第2編「災害予防」、及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。	表記の整理												
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項													
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念													
180	南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)	南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70~80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)	数値の更新												
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱													
187	4 指定公共機関及び指定地方公共機関	4 指定公共機関及び指定地方公共機関													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>(追加)  (追加)  地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の放送を行う。 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	日本放送協会	(追加)  (追加)  地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の放送を行う。 (追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	日本放送協会	(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。	業務内容変更に伴う修正及び表記の整理
機関名	内容														
(略)	(略)														
日本放送協会	(追加)  (追加)  地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の放送を行う。 (追加)														
機関名	内容														
(略)	(略)														
日本放送協会	(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。														

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)		修正案		改正理由
		(追加)  (追加)		(5) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (6) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。	
	愛知県道路公社	(2) (略) (追加)	愛知県道路公社	(2) (略) ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う (以降同じ)。	
	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		表記の整理
	機関名	内容	機関名	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
		アマチュア無線クラブ		防災協力団体	
	第 2 編 災害予防		第 2 編 災害予防		
	第 1 章 防災協働社会の形成推進		第 1 章 防災協働社会の形成推進		
	第 3 節 企業防災の促進		第 3 節 企業防災の促進		
191	2 企業における措置		2 企業における措置		防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正
	<p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM) の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p>		<p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM) の取組を通じて、防災活動の推</p>		

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	(略)	進に努める。 (略)	
	第 2 章 建築物等の安全化	第 2 章 建築物等の安全化	
	第 1 節 建築物の耐震推進	第 1 節 建築物の耐震推進	
193	<p>1 建築物の耐震推進</p> <p>現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合っており、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。</p> <p>これらの教訓からより強い地震を想定して、<u>防災上重要な建物となる公共施設は、</u>いっそう耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。</p> <p><u>そのために、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。</u></p> <p><u>そこで、地震の発生により避難所となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「東浦町耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震性向上の推進に努めるとともに、既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため、「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に協力するものとする。</u></p> <p><u>また、町は県が実施する大規模店舗、事務所、共同住宅等不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断の結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の普及啓発等に協力するものとする。</u></p> <p>加えて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56</p>	<p>1 建築物の耐震推進</p> <p>現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合っており、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。</p> <p><u>建築物は、</u>これらの教訓からより強い地震を想定して、いっそう耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>総合的な建築物の耐震性向上の推進</u></p> <p><u>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「東浦町耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</u></p> <p><u>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</u></p> <p>町は、<u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、一般建築物についても、所有者に対して耐震診断・耐震改修の普及・啓発に努めるものとする。</u></p>	<p>県地震対策アクションプランの改訂に基づく修正及び表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	<p>年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</p>	<p>また、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</p> <p>(3) 耐震改修促進計画</p> <p>ア 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。</p> <p>イ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</p> <p>ウ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p>	
	<p>第 3 節 交通関係施設等の整備</p>	<p>第 3 節 交通関係施設等の整備</p>	
197	<p>1 道路施設 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 道路施設 (略) (3) 重要物流道路の指定 <u>平常時、災害時を問わず、安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路(代替・補完路を含む。)として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</u></p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
	<p>(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p>	<p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p>	<p>表記の修正</p>
	<p>(4) 応急復旧作業のための事前措置</p>	<p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p>	
	<p>第 4 節 ライフライン関係施設等の整備</p>	<p>第 4 節 ライフライン関係施設等の整備</p>	
	<p>4 上水道</p>	<p>4 上水道</p>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
199	<p><u>災害時における給水を確保し、水道施設の被害発生を防止するとともに被害発生後、迅速な復旧を図るため、次の措置を講ずる。</u></p>	<p><u>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、施設の耐震性の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努めるとともに被害発生後、迅速な復旧を図るため、次の措置を講ずる。</u></p>	<p>表記の修正</p>
5	<p><u>5 下水道施設</u></p> <p><u>住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所の補強及び整備に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。</u></p>	<p><u>5 下水道</u></p> <p><u>下水道管理者は、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
(1)	<p><u>(1) 災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の防災構造化を進める。</u></p>	<p><u>(1) 管渠施設の対策</u></p> <p><u>下水道管理者は、管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討し計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。</u></p> <p><u>なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。</u></p>	
(2)	<p><u>(2) 所要区間、主要地域及び生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。</u></p>	<p><u>(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策</u></p> <p><u>下水道管理者は、ポンプ場又は終末処理場と管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。</u></p>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	(3) <u>災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。</u>	(3) <u>緊急連絡体制の確立</u> 下水道管理者は、被害の把握や復旧のために、関係行政機関及び関係業者等の相互の連絡を確実にを行うため、連絡体制を確立する。	
	(4) <u>定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。</u>	(4) <u>復旧用資機材の確保</u> 下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資材及び機器の計画的な確保に努める。	
	(5) <u>災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。</u>	(5) <u>復旧体制の確立</u> 下水道管理者は、被災時には、町職員あるいは町内の関係業者等のみでは対応が不十分となることが予想されるため、相互支援体制について国による「下水道事業における災害時支援に関するルール」を参考に作成された中部10県4市の相互支援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づき、県に応援を要請する。	
201	第3章 文化財保護対策 <u>(追加)</u>	第3章 文化財保護対策 3 重要文化財の耐震対策 重要文化財(建造物)には、平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官(建造物担当)の事務連絡「重要文化財(建造物)の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。 <u>(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u> <u>(2) 対処方針の作成・提出</u> <u>(3) 耐震対策推進の周知徹底</u> <u>(4) 補助事業における耐震予備診断の必須</u> <u>(5) 耐震予備診断の徹底</u>	対策の追加
	<u>3</u> 応急的な対策 (略)	<u>4</u> 応急的な対策 (略)	表記の修正
	<u>4</u> 災害時の対応 (略)	<u>5</u> 災害時の対応 (略)	
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成の規制誘導	
205	4 宅地危険箇所の耐震化 町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土	4 宅地危険箇所の耐震化 町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土	防災基本計画の修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、 <u>滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u>	造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、 <u>宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u>	(H30.6)に伴う修正
	<b>第4節 土砂災害の防止</b>	<b>第4節 土砂災害の防止</b>	
	3 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備	3 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備	
	(1) 東浦町防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	(1) 東浦町防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険 <u>地区</u> 等に関する資料を東浦町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正
	(2) 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、 <u>町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。</u>	(2) 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、 <u>東浦町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。</u>	表記の整理
	ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)	ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の伝達方法等)	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定
206	(3) 町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	(3) 町は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	(H31.3)に伴う修正
	5 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等 要配慮者利用施設を新たに東浦町地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。 <u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u>	5 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等 東浦町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、 <u>避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう町の関係部課と連携して支援するよう努める。</u> なお、要配慮者利用施設を新たに東浦町地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。	表記の整理
	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
	<b>第11節 罹災証明書の発行体制の整備</b>	<b>第11節 罹災証明書の発行体制の整備</b>	
212	1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の <u>担当部局</u> を定め、住家被害の調査	1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の <u>担当課等</u> を定め、住家被害の調査	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	
	<b>第7章 避難行動の促進対策</b>	<b>第7章 避難行動の促進対策</b>	
213	基本方針	基本方針	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正
	○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u>	○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u>	
	<b>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</b>	<b>第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備</b>	
	<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>	<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>	
	1 マニュアルの作成	1 マニュアルの作成	
	(4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示(緊急)を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。 ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域 イ 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域	(4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示(緊急)を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。 ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災安全局公表)の浸水想定区域 イ 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設局公表)における浸水想定区域	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	
215	4 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	4 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正
	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	
216	3 その他	3 その他	
	(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、 <u>日本工業規格</u> に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する	(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、 <u>愛知県避難誘導標識等設置指針</u> を参考とし、 <u>指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格</u> に基づく災害種別一般図	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	よう努める。また、設置にあたっては、 <u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。	
	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
219	1 社会福祉施設等における対策 (5) 防災備品等の整備 施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。 <u>(追加)</u>	1 社会福祉施設等における対策 (5) 防災備品等の整備 施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。 <u>※なお、東浦町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第10章津波予防対策参照のこと。</u>	津波災害警戒区域指定に基づく修正
	<b>第3節 帰宅困難者対策</b>	<b>第3節 帰宅困難者対策</b>	
222	4 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。	4 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、 <u>一時滞在施設(滞在場所の提供)</u> 、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
	<b>第10章 津波予防対策</b>	<b>第10章 津波予防対策</b>	
	<b>第1節 津波対策に係る地域の指定等</b>	<b>第1節 津波対策に係る地域の指定等</b>	
225	平成26年5月に愛知県が公表した「 <u>愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査</u> 」により想定された津波の「 <u>浸水想定区域</u> 」を「津波危険地域」として指定する。  <u>町長は、「伊勢・三河湾津波予報区」の津波警報の認知、又は通知を受けたときは直ちに当該地区の住民等に対して避難指示をする。</u> <u>また、「伊勢・三河湾津波予報区」の津波注意報の認知、又は通知を受けたとき、強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めた場合は避難勧告又は指示を行う。</u>  <u>(追加)</u>	<b>1 津波危険地域の指定</b> <u>町は、平成26年5月に愛知県が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定する。</u> <u>(削除)</u>	津波災害警戒区域指定に基づく修正
		<b>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定</b> 県は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、	津波災害警戒区域指定に基づく修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正 案	改正理由
		<p><u>津波浸水想定を設定する。(平成 26 年 11 月 26 日公表)</u>  <u>また、同法第 53 条第 1 項及び第 2 項に基づき、「津波災害危険区域」を指定し、基準水位の公示を行う。(令和元年 5 月 30 日事前公表済)</u></p>	正
	<p><b>第 2 節 津波防災体制の充実</b></p>	<p><b>第 2 節 津波防災体制の充実</b></p>	
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><b>1 津波防災体制の充実</b></p>	表記の整理
		<p><u>(1) 町及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ「津波避難計画」等を策定する。</u>  <u>また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。</u></p>	
	<p><u>1 津波警報、避難指示(緊急)等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</u></p>	<p><u>(2) 町は、津波警報、避難指示(緊急)等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</u></p>	
	<p><u>2 (略)</u></p>	<p><u>(3) (略)</u></p>	
	<p><u>3 (略)</u></p>	<p><u>(4) (略)</u></p>	
	<p><u>4 想定される津波等に対して、「津波避難計画」等を策定する。この計画では、津波危険区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めるものとする。</u>  <u>(1) (略)</u>  <u>(2) (略)</u>  <u>(3) (略)</u>  <u>(4) (略)</u>  <u>(5) (略)</u></p>	<p><u>(5) 町は、津波危険区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民、観光客等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めるものとする。</u>  <u>ア (略)</u>  <u>イ (略)</u>  <u>ウ (略)</u>  <u>エ (略)</u>  <u>オ (略)</u></p>	
226	<p><u>5 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者</b>          興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p>	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正 案	改正理由
	(追加)	<p><u>3 津波災害警戒区域の指定</u></p> <p><u>(1) 町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県から津波災害警戒区域の指定を受けたことに伴い、次の事項を東浦町地域防災計画に定めるものとする。また、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。</u></p> <p><u>ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項</u></p> <p><u>イ 津波災害警戒区域内に地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u></p>	津波災害警戒区域指定に基づく修正
		<p><u>(2) 東浦町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を町長に報告する。</u></p>	
第 3 節	津波防災知識の普及	第 3 節 津波防災知識の普及	
	町は、住民に対して、津波警報等・避難指示（緊急）等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。	町は、住民に対して、津波警報等及び避難指示（緊急）等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。 また、地域の实情に応じて町外からの観光客等を含めた津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。	表記の整理
第 11 章	広域応援体制の整備	第 11 章 広域応援体制の整備	
第 1 節	広域応援体制の整備	第 1 節 広域応援体制の整備	
228	2 応援協定の締結等	2 応援協定の締結等	
	(2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被	(2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被	防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	
	<p><b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	<p><b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	
	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p>	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p>	
	<p>1 総合訓練</p>	<p>1 総合訓練</p>	
230	<p>町は、毎年8月30日から9月5日までの防災週間を中心に、自主防災組織と合同で防災関係機関等の協力を求め、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震災害に備えての総合防災訓練を実施する。 なお、<u>実働訓練の実施にあたっては、過去の災害を教訓とし、地震規模や被害の想定を明確にし、緊急地震速報を取り入れた実働訓練及び夜間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう努めるものとする。</u> <u>総合防災訓練は、おおよそ次のような内容を取り入れて実施するものとする。</u></p>	<p>町は、毎年8月30日から9月5日までの防災週間、<u>又はあいち地震防災の日のいずれか</u>を中心に、自主防災組織と合同で防災関係機関等の協力を求め、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震災害に備えての総合防災訓練を実施する。 なお、訓練の実施にあたっては、過去の災害を教訓とし、地震規模や被害の想定を明確にし、緊急地震速報を取り入れた実働訓練及び夜間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう努め、<u>次の内容を取り入れて実施するものとする。</u></p>	表記の整理
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(1) 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、災害対策本部の設営訓練、避難、救助、初期消火等の初動訓練、職員の非常招集訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練など</u></p>	訓練内容の修正
	<p><u>(1) 東海地震に関連する情報等の発表及び警戒宣言の発令に伴う、地震防災応急対策に必要な要員の参集及び警戒本部運用訓練</u></p>	<p><u>(2) 東海地震の警戒宣言の発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練など</u></p>	
	<p><u>(2) 東海地震に関連する情報等及び警戒宣言の伝達、広報等の訓練</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
	<p><u>(3) 交通規制、事前避難及び車両による避難訓練</u></p>	<p><u>(3) 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練</u></p>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	(4) 発災後の災害対策本部の設置並びに消火活動、避難誘導、救助・救護活動、道路の障害物除去、給水給食及び電気等ライフラインの復旧等の各応急措置に関する訓練	(4) 自助・共助の視点から、実際の発災現場となる居住地域における住民及び自主防災組織を主体とした要配慮者等の避難誘導訓練の実施を推進する。	
	(5) 要配慮者の避難誘導訓練	(5) 災害応援に関する協定に基づき、関係機関との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。	
231	3 津波防災訓練 町は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震による津波被害が想定されている中、水門等の閉鎖、迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を次のとおり実施する。 なお、訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。	3 津波防災訓練 町は、南海トラフ地震等の大規模地震による津波被害が想定されている中、水門等の閉鎖、迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を次のとおり実施する。 なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
232	1 防災意識の啓発 町は、地震発生時及び警戒宣言発令時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。	1 防災意識の啓発 町は、地震発生時及び警戒宣言発令時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。	表記の整理
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>	
235	2 学校等における地震防災教育 (1) 児童生徒等に対する安全教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校等において防災上必要な安全教育を行う。特に学校における安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校等行事などとも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	2 学校等における地震防災教育 (1) 児童生徒等に対する防災教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教室を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校等行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p>	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p>	
	<p>第2節 災害対策本部の設置・運営</p>	<p>第2節 災害対策本部の設置・運営</p>	
238	<p>大規模な地震が県下に発生した場合において、被害の拡大を防御し、応急的救助等を行うため、町その他の防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対策の万全を期するものとする。</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により東浦町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>大規模な地震により町の区域内に被害が発生した場合において、被害の拡大を防御し、応急的救助等を行うため、町その他の防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対策の万全を期するものとする。</p> <p>1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により東浦町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置し、災害発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるときは、これを廃止する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
	<p>2 組織及び活動体制</p>	<p>2 組織及び活動体制</p>	
240	<p>[災害対策本部組織表]</p>	<p>[災害対策本部組織表]</p>	組織の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)			修正案			改正理由
242	[災害対策本部の所掌事務]			[災害対策本部の所掌事務]			表記の整理及び組織改編に伴う修正
	部名等	班名等	所掌事務	部名等	班名等	所掌事務	
	本部 (略)		(略) 6 住民に対する避難の指示又は勧告に関すること。	本部 (略)		(略) 6 住民に対する避難勧告等に関すること。	
	広報・渉外部 (略)	広報班 (略)	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。	広報・渉外部 (略)	広報班 (略)	1 住民に対する予警報、避難勧告等の広報に関すること。	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	救護部 部長 健康福祉 部長	避難所班 (協働推進課、福祉課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班)	1 (略)	救護部 部長 健康福祉部 長	避難所班 (協働推進課、ふくし課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班)	1 (略)	
			2 福祉避難所に関すること。			2 (削除)	
			3 (略)			3 (略)	
			4 (略)			4 (略)	
			5 (略)			5 (略)	
			6 (略)			6 (略)	
			7 (略)			6 (略)	
	班長 (略)		班長 (略)				
	福祉・物資班 (福祉課、児童課、健康課、保険医療課)	福祉・物資班 (福祉課、児童課、健康課、保険医療課)	1 (略)	福祉・物資班 (ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課)	福祉・物資班 (ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課)	1 (略)	
			2 (略)			2 (略)	
			(追加)			3 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。	
			3 (略)			4 (略)	
			4 (略)			5 (略)	
			5 (略)			6 (略)	
			6 (略)			7 (略)	
			7 (略)			8 (略)	
	班長		班長				
	福祉課長		ふくし課長				
	8 (略)		9 (略)				
	3 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略)			3 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略)			

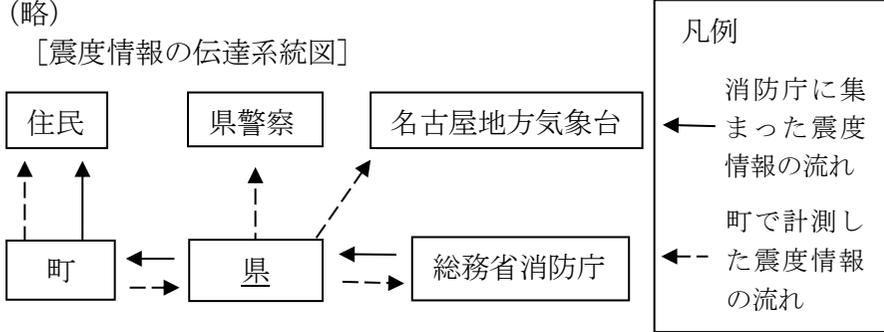
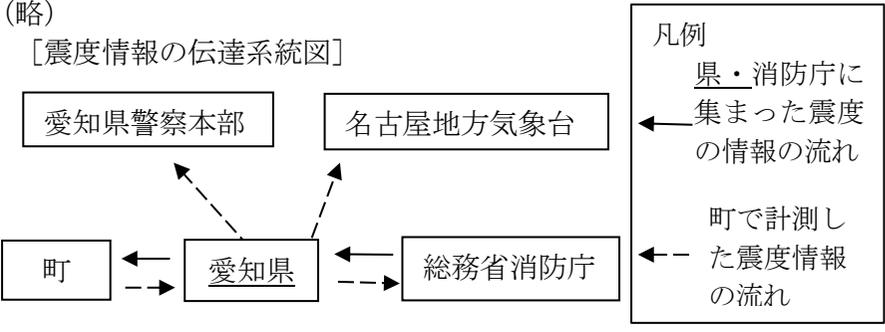
東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)			修 正 案			改正理由
244	通知及び公表先	方法	担当	通知及び公表先	方法	担当	愛知県の組織再編に伴う修正
	愛知県防災局 尾張県民事務所知多県民センター (県民安全防災課)	(略)	(略)	愛知県防災安全局 尾張県民事務所知多県民センター (県民防災安全課)	(略)	(略)	
	3 非常配備の指令			3 非常配備の指令			
248	(6) 勤務時間外、休日等の非常連絡 ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災交通課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。			(6) 勤務時間外、休日等の非常連絡 ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災交通課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する			愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 2 章 避難行動</b>			<b>第 2 章 避難行動</b>			
	<b>第 2 節 津波警報等の伝達</b>			<b>第 2 節 津波警報等の伝達</b>			
250	地震・津波情報及び津波予報等を各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達するために、その方法及び組織、情報の発表基準等について定めるものとする。 また、気象庁が提供する一般向け緊急地震速報を利用する公共施設は、その内容を十分理解するとともに、利活用の方法を検討したうえで利用者に周知する。 <u>(追加)</u>			地震・津波情報及び津波予報等を各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達するために、その方法及び組織、情報の発表基準等について定めるものとする。 また、気象庁が提供する一般向け緊急地震速報を利用する公共施設は、その内容を十分理解するとともに、利活用の方法を検討したうえで利用者に周知する。 <u>(1) 町長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。</u> <u>(2) 町長は、情報等の伝達を受けたとき、又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、東浦町地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。</u> <u>(3) 町は、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u> <u>(4) 町は、強い地震(震度4 程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</u> ア 町長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直			表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
		<p>ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。</p> <p>イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	
252	<p>[津波予報、地震情報等の伝達系統]</p> <p>気象庁本庁</p> <p>西日本電信電話(株)</p> <p>第三管区海上保安部</p> <p>日本放送協会放送センター</p> <p>名古屋海上保安部</p> <p>海上保安署</p> <p>船舶等</p> <p>名古屋地方気象台</p> <p>第四管区海上保安本部</p> <p>中部航空海上保安航空基地海上保安本部</p> <p>愛知県 (県防災行政無線)</p> <p>町</p> <p>中部管区警察局</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>関係警察署</p> <p>住民等</p> <p>日本放送協会名古屋放送局 (放送)</p> <p>報道機関 (放送)</p> <p>中部地方整備局</p> <p>防災関係機関</p> <p>通知の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 法令等による通知系統</li> <li>- -&gt; 公衆への周知系統</li> <li>- · -&gt; その他必要と認める伝達</li> </ul>	<p>[津波警報等、地震情報等の伝達系統]</p> <p>気象庁本庁</p> <p>西日本電信電話(株)</p> <p>消防庁</p> <p>海上保安庁</p> <p>名古屋海上保安本部</p> <p>海上保安署</p> <p>船舶等</p> <p>名古屋地方気象台</p> <p>第四管区海上保安本部</p> <p>中部空港海上保安航空基地</p> <p>愛知県 (県防災行政無線)</p> <p>町</p> <p>中部管区警察局</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>半田警察署</p> <p>住民等</p> <p>日本放送協会名古屋放送局 (放送)</p> <p>報道機関 (放送)</p> <p>中部地方整備局</p> <p>防災関係機関</p>	伝達系統の修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	<p>(注) 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 気象庁本庁から愛知県への伝達は、緊急情報衛星同報受信システムによる。 西日本電信電話(株)には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>(注) 伝達方法 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>表記の修正</p>
253	<p>5 震度情報の伝達 (略) [震度情報の伝達系統図]</p> 	<p>5 震度情報の伝達 (略) [震度情報の伝達系統図]</p> 	<p>伝達系統の修正</p>
	<p><b>第3節 避難の指示</b></p>	<p><b>第3節 避難の指示</b></p>	
254	<p>(追加) 1 避難の指示等 (1) 津波災害 (略) (2) 地震に伴うその他の災害 (略)</p>	<p>1 町の措置 (1) 避難の指示等 ア 津波災害 (略) イ 地震に伴うその他の災害 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>2 町長の措置 町長は、火災、地盤災害、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民の生命及び身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。 また、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>(2) 知事等への助言の要求 町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

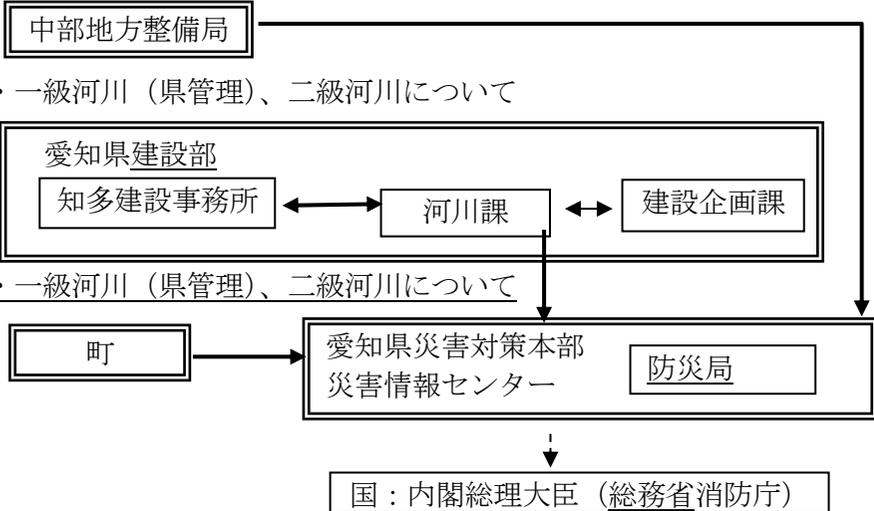
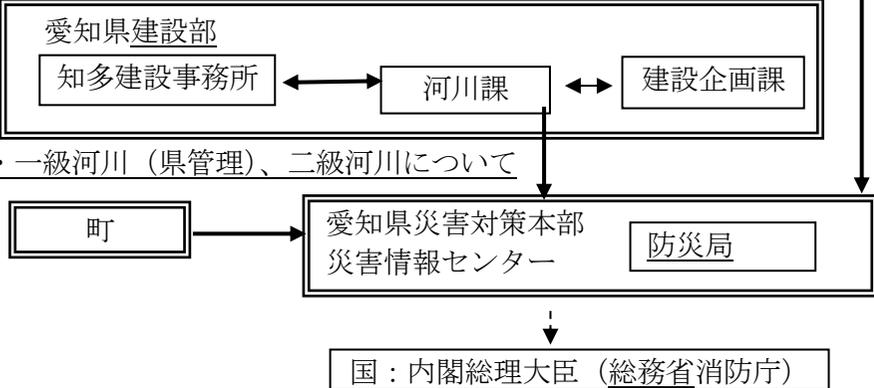
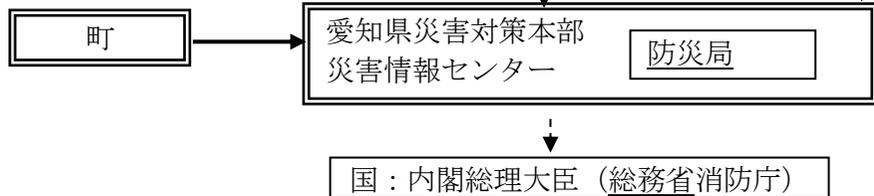
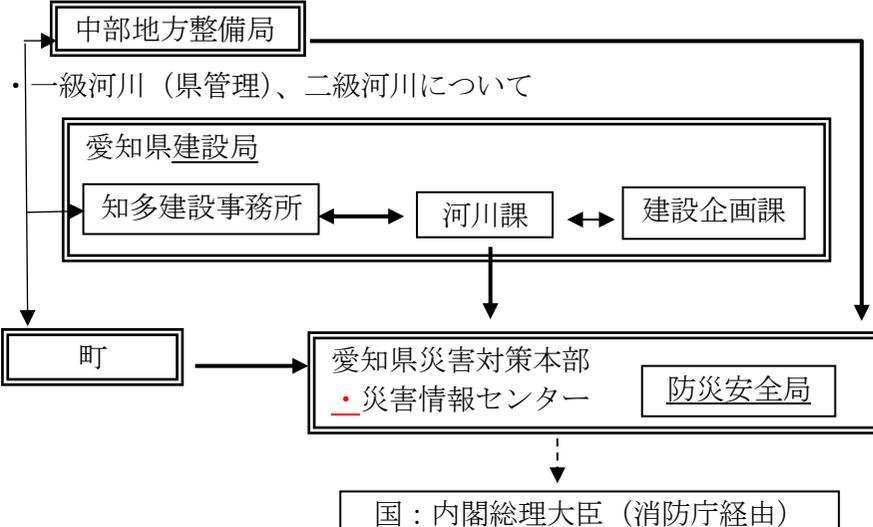
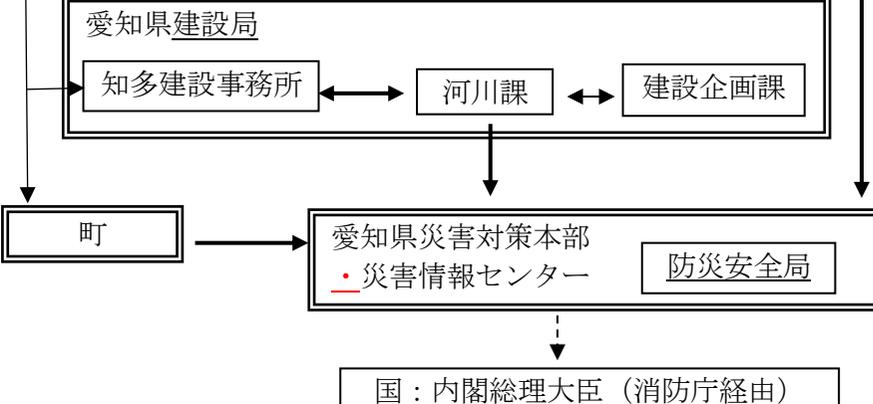
ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	(追加)	<p>(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項)</p>  <pre> graph LR     A[町] --&gt; B[尾張県民事務所知多県民センター]     B --&gt; C[知事]             </pre>	
		<p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求  <u>町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求するものとする。</u></p>	
	(追加)	<p>2 水防管理者  <u>洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</u></p>	表記の整理
	(追加)	<p>3 県 (知事又は知事の命を受けた職員) における措置</p> <p>(1) 津波のための立退きの指示  <u>津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</u></p> <p>(2) 地すべりのための指示  <u>知事等は地震に伴う地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し立退きを指示する。</u></p> <p>(3) 町長への助言  <u>知事は、町長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</u>  <u>また、時機を失することなく立退き指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。</u></p> <p>(4) 町長の事務の代行  <u>知事は、当該災害の発生により、町長が避難のための立退き指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に変わってその事務を実施する。</u></p> <p>(5) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請  <u>県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。</u></p> <p>(6) 他市町村に対する応援指示  <u>県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要</u></p>	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
		<u>があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</u>	
	<p><u>3 警察官等の措置</u> 警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、地域住民の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が避難の措置をとることができないと認めるとき、若しくは町長から要求があったとき、又は住民の生命及び身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し、立退きを指示するものとする。</p>	<p><u>4 警察官等の措置</u> (1) 警察官及び海上保安官における措置 災害で危険な事態が生じた場合、警察官及び海上保安官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。 (2) 災害対策基本法第61条による指示 町長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。</p>	表記の整理
	<p><u>4 自衛官等の措置</u> 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。</p>	<p><u>5 自衛官等の措置</u> 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官職務執行法第4条により避難等の措置をとる。</p>	表記の整理
255	<p><u>5 知事等の措置 (地すべり等の防止法第 25 条、水防法第 22 条)</u></p>	<u>(削除)</u>	表記の整理
	<p><u>6 町長の事務の代行</u></p>	<u>(削除)</u>	表記の整理
	<p><u>7 避難の勧告・指示 (略)</u></p>	<u>6 避難の勧告・指示 (略)</u>	
	<p><u>8 避難の措置と周知 (略)</u></p>	<u>7 避難の措置と周知 (略)</u>	
	<p><b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b> <b>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	<p><b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b> <b>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	
257	<p><u>1 情報の一般的収集・伝達</u> (1) 町及び防災関係機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報 (画像情報を含む) 及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p><u>1 情報の一般的収集・伝達</u> (1) 町及び防災関係機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報 (画像情報を含む) 及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に</p>	巡視中の 2 次災害防止のための追記



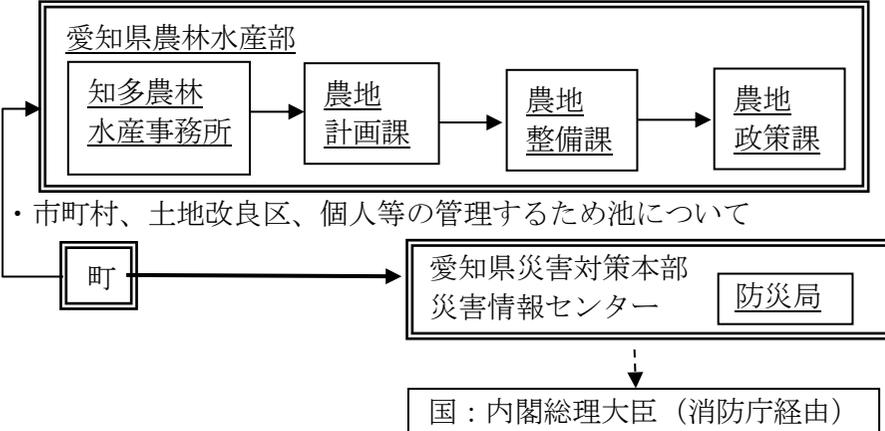
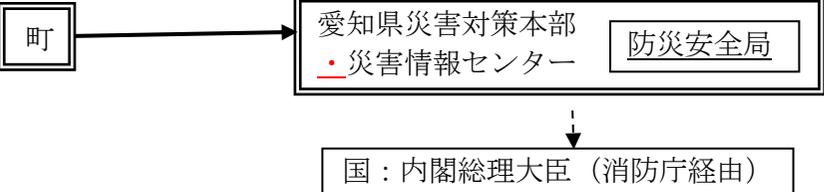
東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正 案	改正理由
	<p>(イ) 河川、海岸、貯水池、ため池等及び砂防被害</p>	<p>(イ) 河川、海岸、貯水池、ため池等及び砂防被害</p>	
	<p>a 河川被害 (報告先: 知多建設事務所)</p>	<p>a 河川被害</p>	
	<p>重大な被害 (河川管理施設の損壊、河川の堤防が破堤又は越水したとき等) が発生したとき、及び応急復旧したときで、次に掲げる事項の一に該当した場合に伝達する。</p> <p>(a) 県災害対策本部が設置されたとき。 (略)</p>	<p>愛知県災害対策本部又は東浦町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害 (河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた (溢水) とき等。) が発生したとき、及び応急復旧したとき。 ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。 (a) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
261	<p>&lt;伝達系統&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川について</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川 (県管理)、二級河川について</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川 (県管理)、二級河川について</li> </ul>  <p>国: 内閣総理大臣 (総務省消防庁)</p>	<p>&lt;伝達系統&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川について</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川 (県管理)、二級河川について</li> </ul>  <p>国: 内閣総理大臣 (消防庁経由)</p>	<p>知県の組織再編に伴う修正及び表記の整理</p>
	<p>b 海岸被害 (報告先: 知多建設事務所、衣浦港務所及び知多農林水産事務所)</p> <p>重大な被害 (海岸堤防が決壊又は溢水が生じたとき) が発生したとき、及び応急復旧したときで、次に掲げる事項の一に該当した場合に伝達する。</p>	<p>b 海岸被害</p> <p>愛知県災害対策本部又は東浦町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害 (海岸堤防が決壊又は水があふれた (溢水) とき) が発生したとき、及び応急復旧したとき。 ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。 (a) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	<p>(a) 県災害対策本部が設置されたとき。 (略)。</p> <p>&lt;伝達系統&gt; ・ 県管理の海岸について</p> <p>・ 市町村管理の海岸について</p>	<p>(略)</p> <p>&lt;伝達系統&gt; ・ 県管理の海岸について</p> <p>・ 市町村管理の海岸について</p>	<p>連絡系統の 及び愛知県 の組織再編 に伴う修正</p>
262	<p>c 貯水池、ため池等被害 (報告先: 知多農林水産事務所) 重大な被害 (えん堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、</p>	<p>c 貯水池、ため池等被害 愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害 (えん</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正 案	改正理由
	<p>又は余水吐及びゲートが決壊し家屋に浸水したとき。)が発生したとき及び応急復旧したときで、次に掲げる事項の一に該当した場合に伝達する。</p> <p>(a) 県災害対策本部が設置されたとき。 (略)</p>	<p>堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートが決壊し家屋に浸水したとき。)が発生したとき、及び、応急復旧したとき。 ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。 (a) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。 (略)</p>	
	<p>&lt;伝達系統&gt; ・ 県管理の貯水池について</p>  <p>・ 市町村、土地改良区、個人等の管理するため池について</p> 	<p>&lt;伝達系統&gt; (削除)</p> <p>・ 市町村、土地改良区、個人等の管理するため池について</p> 	<p>連絡系統の整理及び愛知県の組織再編に伴う修正</p>
263	<p>d 砂防施設被害 (報告先: 知多建設事務所)</p> <p>(ウ) 道路施設被害 (報告先: 知多建設事務所) 次に掲げる事項の一に該当したときに伝達する。 a 県災害対策本部が設置されたとき。 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(ウ) 道路施設被害 次に掲げる事項の一に該当したとき。 a 愛知県災害対策本部が設置されたとき。 (略)</p>	<p>表記の整理 表記の整理</p>

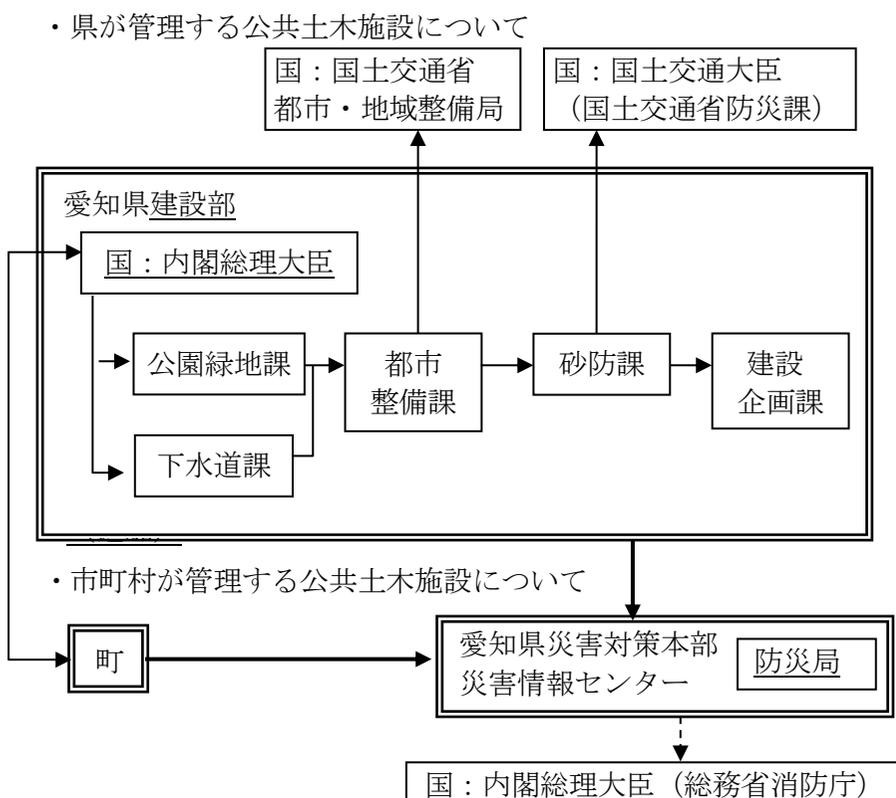
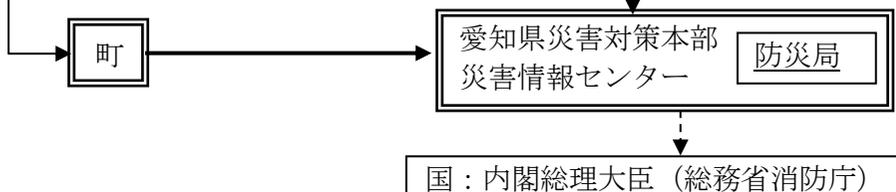
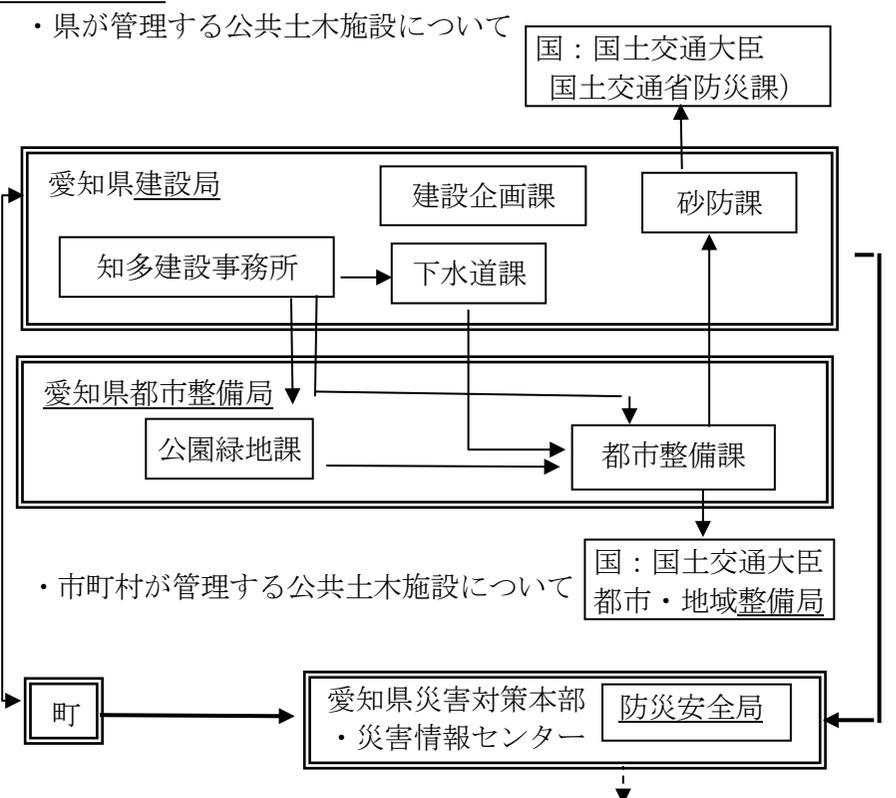
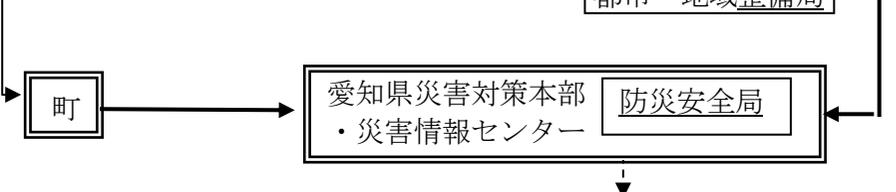
東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	<p>&lt;伝達系統&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道 (国土交通省管理) について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道 (県管理) 及び県道について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県道路公社管理道路について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路全般について (被害額を除く)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県警察</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路情報及び交通情報について</li> </ul>	<p>&lt;伝達系統&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道 (国土交通省管理)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道 (県管理) 及び県道について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県道路公社管理道路について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路全般について (被害額を除く)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県警察</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路情報及び交通情報について</li> </ul>	
264	<p>(エ) 水道施設被害 (報告先: 半田保健所) 県災害対策本部が設置されたときに伝達する。</p>	<p>(エ) 水道施設被害 愛知県災害対策本部が設置されたとき。</p>	表記の整理
	<伝達系統>	<伝達系統>	愛知県の組

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>図中「<u>愛知県健康福祉課</u>」  「<u>健康福祉総務課</u>」  「<u>防災局</u>」</p>	<p>図中「<u>愛知県保健医療局</u>」  「<u>医療計画課</u>」  「<u>防災安全局</u>」</p>	<p>織再編に伴う修正</p>
	<p>(オ) <u>公共土木施設被害(報告先:知多建設事務所)</u>  公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する災害が発生したときに<u>伝達する。</u></p>	<p>(オ) 公共土木施設被害  公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する災害が発生したとき。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>&lt;伝達系統&gt;  a 国土交通省河川局所管の災害  ・県が管理する公共土木施設について  図中「<u>愛知県建設部</u>」  ・市町村が管理する公共土木施設について  図中「<u>愛知県災害対策本部災害情報センター 防災局</u>」</p>	<p>&lt;伝達系統&gt;  a 国土交通省河川局所管の災害  ・県が管理する公共土木施設について  図中「<u>愛知県建設局</u>」  ・市町村が管理する公共土木施設について  図中「<u>愛知県災害対策本部・災害情報センター 防災安全局</u>」</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
265	<p>b 国土交通省都市・地域整備局所管の災害  <u>(追加)</u></p>	<p>b 国土交通省都市・地域整備局所管の災害  <u>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する災害が発生したとき。</u></p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正 案	改正理由
	<p>・ 県が管理する公共土木施設について</p>  <p>・ 市町村が管理する公共土木施設について</p> 	<p>&lt;伝達系統&gt;</p> <p>・ 県が管理する公共土木施設について</p>  <p>・ 市町村が管理する公共土木施設について</p> 	
5	海上排出油等に関する情報の収集及び伝達系統	海上排出油等に関する情報の収集及び伝達系統	
266	<p>&lt;伝達系統&gt;</p> <p>図中「<b>県</b> (防災局、農林水産部水産課、その他関係各課)」</p>	<p>&lt;伝達系統&gt;</p> <p>図中「<b>愛知県</b> (防災安全局、農業水産局水産課、その他関係各課)」</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 4 章 応援協力・派遣要請	第 4 章 応援協力・派遣要請	
	第 3 節 自衛隊の災害派遣要請	第 3 節 自衛隊の災害派遣要請	
	4 災害派遣要請等手続	4 災害派遣要請等手続	
276	[災害派遣要請手続系統]	[災害派遣要請手続系統]	愛知県の組

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>図中「<u>県民安全防災課</u>」 「<u>防災局</u>」 (注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張県民事務所知多県民センター(県民安全防災課)へも連絡すること。</p>	<p>図中「<u>県民防災安全課</u>」 「<u>防災安全局</u>」 (注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張県民事務所知多県民センター(県民防災安全課)へも連絡すること。</p>	<p>織再編に伴う修正</p>
	<p><b>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b></p>	<p><b>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b></p>	
280	<p>(3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>(3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
	<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p>	<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p>	
	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p>	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p>	
291	<p>(追加)</p>	<p><u>8 災害時健康危機管理の全体調整</u> 県は、町が行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、必要があると認めるときはDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)を編成し、派遣するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)を踏まえた修正</p>
	<p><u>8 応援協力関係</u> (略)</p>	<p><u>9 応援協力関係</u> (略)</p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p>	<p><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p>	
	<p><b>第1節 道路交通規制等</b></p>	<p><b>第1節 道路交通規制等</b></p>	
292	<p><u>1 交通規制</u> (追加)</p>	<p><u>1 県警察における措置</u> 県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>(4) 交通規制による標識の掲示</p>	<p>(削除)</p>	
	<p>(5) 交通規制の通知</p>	<p>(削除)</p>	
	<p>(6) 強制排除措置</p>	<p>(4) 強制排除措置</p>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	(略)	(略)	
	(7) 緊急通行車両の確認等 (略)	(5) 緊急通行車両の確認等 (略)	
	(8) 大震災発生時の交通規制計画 (略)	(6) 大震災発生時の交通規制計画 (略)	
295	(9) エリア交通規制 (略)	(7) エリア交通規制 (略)	
	(10) 交通情報の収集及び提供 (略)	(8) 交通情報の収集及び提供 (略)	
	(追加)	<p><u>2 自衛官及び消防吏員における措置</u></p> <p><u>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にい</u> <u>ない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するた</u> <u>め、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊</u> <u>急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措</u> <u>置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当</u> <u>該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本</u> <u>部交通規制課経由で通知しなければならない。</u></p>	法文に合わ せた表記に 修正
	(追加)	<p><u>3 自動車運転者の措置</u></p> <p><u>(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者</u> <u>は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</u> <u>ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方</u> <u>法により道路の左側に停止すること。</u> <u>イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、</u> <u>その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</u> <u>ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停</u> <u>止、道路上の障害物などに十分注意すること。</u> <u>エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移</u> <u>動しておくこと。</u> <u>オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄</u> <u>せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとす</u> <u>るか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくことと</u> <u>し、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</u></p>	対策の追加

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
		<p><u>カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p><u>(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。</u></p> <p><u>ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u></p> <p><u>イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の破損、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。</u></p>	
		<p><u>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</u></p> <p><u>(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所</u></p> <p><u>(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所</u></p> <p><u>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p><u>ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</u></p>	
	2 相互協力 (略)	4 相互協力 (略)	表記の整理
	<b>第2節 道路施設対策</b>	<b>第2節 道路施設対策</b>	
	1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 (1) 緊急輸送道路の区間を公用車による巡視等の実施により、 <u>道路情報の速やかな収集に努める。</u>	1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 (1) 緊急輸送道路の区間を公用車による巡視等の実施により、 <u>被害情報及び交通状況を速やかに把握する。</u>	表記の修正
	2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (1) (略) (2) 町管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。 なお、町管理の緊急輸送道路指定路線については、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を維持する。	2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (1) (略) (2) 町管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。 なお、町管理の緊急輸送道路指定路線については、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を <u>管理し</u> 、応援を必要とすると	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として<u>区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</u>運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	<p>きは、関係機関に応援を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	<p>されたことによる修正</p>
296	<p>4 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の道路情報については、<u>報道機関、立看板等により避難者、運転者等に対し適時適切に広報する。</u></p>	<p>4 <u>情報の提供</u> 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の道路情報については、<u>関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u></p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p>	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p>	
302	<p>1 避難所の開設</p> <p>町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 避難所の開設</p> <p>町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開放しないものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
	<p><b>第5節 帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第5節 帰宅困難者対策</b></p>	
305	<p>1 帰宅困難者に対する対応</p> <p>(1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び<u>滞在場所の確保等</u></p> <p>町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>滞在場所の確保等の支援を行う。</u></p>	<p>1 帰宅困難者に対する対応</p> <p>(1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設(滞在場所)の確保等</u></p> <p>町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>一時滞在施設(滞在場所)の確保等の支援を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
	<p><b>第11章 水・食品・生活必需品の供給</b></p> <p><b>第2節 食品の供給</b></p>	<p><b>第11章 水・食品・生活必需品の供給</b></p> <p><b>第2節 食品の供給</b></p>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
309	[炊き出し用として米穀を確保する手順図] 図中「 <u>農林水産部食育消費流通課</u> 」	[炊き出し用として米穀を確保する手順図] 図中「 <u>農業水産局食育消費流通課</u> 」	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 14 章 ライフライン施設の応急対策 第 3 節 上水道施設対策	第 14 章 ライフライン施設の応急対策 第 3 節 上水道施設対策	
316	(追加)	6 応援・受援体制の確立 被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、 <u>県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</u>	対策の追加
	第 5 節 通信施設の応急対策	第 5 節 通信施設の応急対策	
317	2 無線通信施設 (追加)	2 無線通信施設 大地震の発生により、 <u>電気通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に町、県、県警察、気象台、国土交通省等の防災関係機関の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割を持っているので、適切な応急措置が要求される。</u> また、 <u>携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる町有施設に整備された無料公衆無線 LAN サービス(フリーWi-Fi)を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</u> (略)	県地震対策アクションプランの改訂に基づく修正
	(略) (追加)	5 無料公衆無線 LAN サービス(フリーWi-Fi)の活用 町は、大地震の発生により、 <u>無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合は、通信事業者に SSID の災害時モードへの切り換えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u>	
	第 15 章 住宅対策 第 2 節 被災住宅等の調査	第 15 章 住宅対策 第 2 節 被災住宅等の調査	
318	1 県 (防災局、建設部) の措置	1 県 (防災安全局、建築局) の措置	愛知県の組織再編に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成31年2月修正)	修正案	改正理由
331	<p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第1節 公共施設災害復旧事業</p> <p>(追加)</p>	<p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第1節 公共施設災害復旧事業</p> <p>3 重要物流道路(代替・補完路を含む。)の指定に伴う災害復旧事業の代行</p> <p><u>重要物流道路(代替・補完路を含む。)に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町又は愛知県からの要請により国が代行して実施することができる。</u></p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 激甚災害の手續等</p> <p>(1) 激甚災害に関する調査</p> <p><u>ア 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部で必要な調査を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 激甚災害指定の促進</p> <p>県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認める場合は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 特別財政援助額の交付手續</p> <p><u>ア 町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。</u></p> <p><u>イ 県は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。</u></p>	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 激甚災害の手續等</p> <p>(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力</p> <p>町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出</p> <p>町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p>
333	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p> <p>2 ごみの収集及び処理</p> <p>(5) ごみの処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定</p>	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p> <p>2 ごみの収集及び処理</p> <p>(5) ごみの処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修正案	改正理由
	める基準に従って行う。 なお、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。	める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。	
	第 5 編 東海地震に関する事前対策	第 5 編 東海地震に関する事前対策	
	第 4 章 発災に備えた直前対策	第 4 章 発災に備えた直前対策	
	第 4 節 道路交通対策	第 4 節 道路交通対策	
	3 交通規制の内容及び方法	3 交通規制の内容及び方法	
	(2) 避難場所の周辺道路 避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、 <u>一方通行及び指定方向外進行禁止</u> 等の必要な交通規制を行う。	(2) 避難場所の周辺道路 避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進行禁止等の必要な交通規制を行う。	表記の整理